

事 調 第 1004 号  
令和 5 年(2023 年) 2 月 3 日

各(総合) 振興局産業振興部長 様

農政部農村振興局事業調整課長

「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更」の一部改正について

近年、建設資材の需給状況がひっ迫し、通常は地域内から調達している砂利等の建設資材についても、安定的に確保するために場合によっては遠隔地から調達せざるを得なくなる場合が発生しています。

このため、建設資材の需給状況のひっ迫が懸念される地域においては、当該建設資材について当初に調達条件を明示した上で、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達の実態を反映するため、設計変更の実施要領等を制定しているところですが、新たに、「営繕工事における地域外(遠隔地)からの建設資材調達費用の積算方法等の試行」(令和 5 年 2 月 3 日付け事調第 987 号)を制定したことから、本要領の対象工事の範囲を改正し、積算基準日が令和 5 年 3 月 22 日以降の工事から適用することとしたので通知します。

記

- 1 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の実施要領
- 2 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の実施要領の運用

調整係  
設計積算係